

# 福岡県公報

令和五年十一月十七日  
第四百四十八号  
増刊 ①

(次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第七百二十四号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県知事 服部 誠太郎

- 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示
- 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示
- 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示
- 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

縦覧に供する。)

## 福岡県告示第七百二十五号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

(環境保全課) 一

令和五年十一月十七日

告 示

## 福岡県告示第七百二十三号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

縦覧に供する。)

## 福岡県告示第七百二十六号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定地域に係る図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

定期発行日 毎週火曜日  
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

○ 指定地域に係る図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第七百二十七号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する

。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第七百二十八号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）